独立行政法人制度改革関連法案の骨子

平成26年 4 月 内閣官房行政改革推進本部事務局

改革の方針

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。

1 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(1)業務の特性を踏まえた法人の分類

全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、以下の三つの分類を設ける。

- ① 中期目標管理法人
 - ・ 公共上の事務・事業を中期的(3~5年)な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人【第2条②,第29条】
- ② 国立研究開発法人
 - ・ 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5~7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人【第2条③,第35条の4】
 - (注) 国立研究開発法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人(特定 国立研究開発法人(仮称)) については、別の法律により特別な措置

③ 行政執行法人

- ・ 国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執 行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画 に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とす る法人【第2条④,第35条の9】
- ・ 役職員に公務員身分を付与【第51条】

(2) PDCAサイクル(注)が機能する目標・評価の仕組みの構築

目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった現行制度を改め、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。
(注) PDCA: P (Plan: 目標、計画) →D (Do: 実施) →C (Check: 評価) →A (Action: 改善)

① 評価体制の見直し

- 法人に目標を指示する主務大臣が、毎年度、業績評価を実施 【第32条, 第35条の6, 第35条の11】
- 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、必要な業務改善命令 (行政執行法人には必要な監督命令) 【第32条,第35条の6,第35条の12】

② 目標設定、評価の在り方

- 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定【第28条の2】
- ・ 研究開発業務の目標・評価については、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣の指針に、その内容を 適切に反映【第28条の2,第28条の3】
- ・ 国立研究開発法人の目標・評価等に関しては、主務大臣は、研究開発に関する審議会(外国人の委員任命も可)の意見を聴取 【第35条の4,第35条の6,第35条の7】
- 主務大臣は、目標を具体的に設定【第29条, 第35条の4, 第35条の9】
- ・ 国立研究開発法人の中長期目標・計画には、「研究開発の成果 の最大化」に関する事項を記載【第35条の4,第35条の5】
- 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映(反映状況を公表) 【第28条の4】

③ 第三者機関のチェック

- 総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下のチェック等を実施(委員は内閣総理大臣任命)【第12条,第12条の2】
 - ア 中期目標管理法人、国立研究開発法人
 - ・ 主務大臣による目標案、中期(中長期)目標期間の評価結果、中期(中長期)目標期間終了時の見直し内容をチェックし、意見【第29条,第32条,第35条,第35条の4,第35条の6,第35条の7】
 - ・ 中期(中長期)目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告【第35条,第35条の7】

勧告事項について、特に必要があるときは、内閣総理大臣 の指揮監督が行われるよう意見具申【第35条の2、第35条の8】

イ 行政執行法人

中期的な期間(3~5年)における業務運営の効率化の評価結果を点検し、意見【第35条の11】

(3)法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

監事の権限が不明確、法人の違法行為に対して主務大臣から是正要求のみしか行えない現行制度を見直し、法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。

- ① 監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化
 - 監事・会計監査人の調査権限を明確化、役員の不正行為等の主務大臣等への報告や監査報告の作成を義務付け【第19条,第19条の2,第39条,第39条の2】
 - ・ 法人の長及び監事の任期を中期(中長期)目標期間に対応 (行政執行法人は、個別法で定める期間。国立研究開発法人は、 3~4年の任期設定も可能。)【第21条,第21条の2,第21条の3】
 - 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を明記 【第21条の4, 第25条の2】
 - 業務方法書に法令遵守等内部統制の体制を記載【第28条】
 - 非公務員型の法人にも役職員の再就職規制を導入【第50条の4~第50条の9,第50条の11】
- ② 主務大臣による適材適所の人材登用
 - 主務大臣は、法人の長及び監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募、候補者の推薦の求めその他の適任者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと【第20条】
- ③ 主務大臣による是正措置の整備
 - ・ 主務大臣は、法人の違法行為、著しく不適正な業務運営等に対し、是正・業務改善命令(行政執行法人には必要な監督命令) 【第35条の3,第35条の8,第35条の12】

(4)法の運用の弾力化

- ・ 法の運用に当たっては、法人の事務・事業の特性に、十分配慮されなければならないものとする【第3条】
- ・ 中期目標管理法人・国立研究開発法人の役職員の報酬・給与等の基準は、国家公務員、民間企業、当該法人の業務の実績、職務の特性及 び雇用形態その他の事情を考慮【第50条の2,第50条の10,第50条の11】

2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

- 〇 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の施行に伴い、関係法 律(229法律)の規定を整備
 - ・ 各法人を設置する個別法を改正し、上記の法人三分類の定めを追加、各府省評価委員会に係る規定の削除その他の規定を整備【各個別法】
 - ・ 総務省設置法を改正し、行政評価・監視の対象に独立行政法人の 業務の実施状況を追加【整備法第46条(総務省設置法第4条)】 等

施行期日

平成27年4月1日(予定)